

川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 この要綱の対象とするデザインは、別図のとおりとする。

(使用承認の申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用申請書（様式第1号）を川越市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に必要な書類を添えて使用開始日の1箇月前までに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国または地方公共団体が広報目的で使用するとき。
- (2) 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が教育目的で使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めたとき。

2 管理者は、前項に基づく申請があったときは、その適否を決定し、川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認書（様式第2号）又は川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 管理者は、使用承認に際し必要な条件を付すことが出来る。

(使用の制限)

第4条 管理者は、デザインの使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしないものとする。

- (1) 川越市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用のおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を

与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めたとき。

(使用期間)

第5条 デザインの使用期間は、管理者が承認した使用期間の始期の日から、同日の属する年度の末日までとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的及び使用方法以外に使用しないこと。
- (2) 定められた形状、色等のおおりに正しく使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形して使用しないこと。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (3) 第4条各号に規定する事由の目的又は態様で使用しないこと。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用申請書（変更）（様式第4号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項に基づく申請があったときは、その適否を決定し、川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認書（変更）（様式第5号）又は川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認書（変更）（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

(使用の報告)

第9条 使用者は、承認を受けた内容に従ってデザインを使用した場合には、速やかに川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書（様式第7号）及び製作物等の完成品を提出しなければならない。ただし、製作物等の提出が困難であるときは、その形状等が分かる写真等の提出をもって、製作物等の提出に代えることができる。

(権利設定等の禁止)

第10条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

2 使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（違反等に関する取扱い）

第11条 管理者は、使用者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認取消通知書（様式第8号）を交付し、その承認を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定による承認の取消を受けた者に対して、製作物等の回収等を求めることができる。

3 管理者は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 前2項の規定による承認の取消、製作物等の回収等及びデザインの使用に関し、使用者に生じた損害又は損失

(2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

（使用承認期間終了後の処理）

第12条 使用承認期間終了後、管理者が使用者に承認した一切の権利は消滅し、使用者は、当該承認に係る物品等へのデザインの使用、デザインを使用した製作物等の配布、掲示及び販売等を終了するものとする。

2 前項に関わらず、使用者は、本使用承認期間終了後に、当該承認に係る製作物等の在庫を有することが見込まれ、当該在庫に係る製作物等の配布、掲示及び販売等の行為を行う場合には、改めて当該行為について第3条の使用申請手続による管理者の承認を得るものとする。

（その他の事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

①蔵造りの町並み（カラー）



②蔵造りの町並み（グレースケール）



③蔵造りの町並み (モノクロ)



様式第1号（第3条関係）

川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用申請書

年 月 日

（提出先）

川越市上下水道事業管理者

（申請者）

住所又は所在地

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

※本人（代表者）の自署による署名又は記名押印をしてください。

川越市下水道用マンホール蓋のデザインの使用について、下記のとおり申請します。

記

使用対象物件	（使用するデザイン名）
使用目的及び 使用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 数 量	
物品等製作予定数	
連 絡 先	（担当者名） （電話番号） （メールアドレス）

（添付書類）

- ・デザインの使用に係る企画書
- ・デザインを使用する物品等の見本、写真又は画像データ
- ・申請者の事業内容が分かるもの
- ・その他管理者が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

川 第 号
年 月 日

様

川越市上下水道事業管理者

川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認書

年 月 日付で申請のありました、川越市下水道用マンホール蓋の
デザインの使用については、下記のとおり承認します。

記

承認番号	
使用対象物件	(使用するデザイン名)
使用目的及び 使用 方 法	
使用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用 数 量	
承認条件	(1)デザイン使用申請書の申請内容どおりに使用すること。 (2)「川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する 要綱」を遵守すること。 (3)その他 ()

様式第3号（第3条関係）

川 第 号
年 月 日

様

川越市上下水道事業管理者

川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認書

年 月 日付で申請のありました、川越市下水道用マンホール蓋の
デザインの使用については、下記の理由により不承認とします。

記

（不承認の理由）

様式第4号（第8条関係）

川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用申請書（変更）

年 月 日

（提出先）

川越市上下水道事業管理者

（申請者）

住所又は所在地

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

※本人（代表者）の自署による署名又は記名押印をしてください。

川越市下水道用マンホール蓋のデザインの使用（承認番号第 号）について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

使用対象物件	(使用するデザイン名)	
変更する事項	現	
	新	
変更理由		
連絡先	(担当者名) (電話番号) (メールアドレス)	

（添付資料）

- ・変更内容が確認できる資料

様式第5号（第8条関係）

川 第 号
年 月 日

様

川越市上下水道事業管理者

川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認書（変更）

年 月 日付で申請のありました、承認番号第 号の変更申請については、下記のとおり承認します。

記

使用対象物件	(使用するデザイン名)	
変更する事項	現	
	新	
承認条件	(1)デザイン使用申請書の申請内容どおりに使用すること。 (2)「川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱」を遵守すること。 (3)その他 ()	

様式第6号（第8条関係）

川 第 号
年 月 日

様

川越市上下水道事業管理者

川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認書（変更）

年 月 日付で申請のありました、承認番号第 号の変更申請については、下記の理由により不承認とします。

記

（不承認の理由）

様式第7号（第9条関係）

川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書

年 月 日

（提出先）

川越市上下水道事業管理者

（申請者）

住所又は所在地

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

※本人（代表者）の自署による署名又は記名押印をしてください。

川越市下水道用マンホール蓋のデザインの使用について、下記のとおり報告
します。

記

使用目的及び 使用 方 法	
使用した物（製 作物等）の名称	
使用（製作）数量	

※製作物等の完成品（製作物等の提出が困難であるときは、その形状等が分かる
写真等）を添えて提出してください。

様式第8号（第11条関係）

川 第 号
年 月 日

様

川越市上下水道事業管理者

川越市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認取消通知書

年 月 日付川 第 号にて通知した、承認番号第 号の
使用承認について、下記の理由により取り消します。

記

（使用承認取消の理由）